

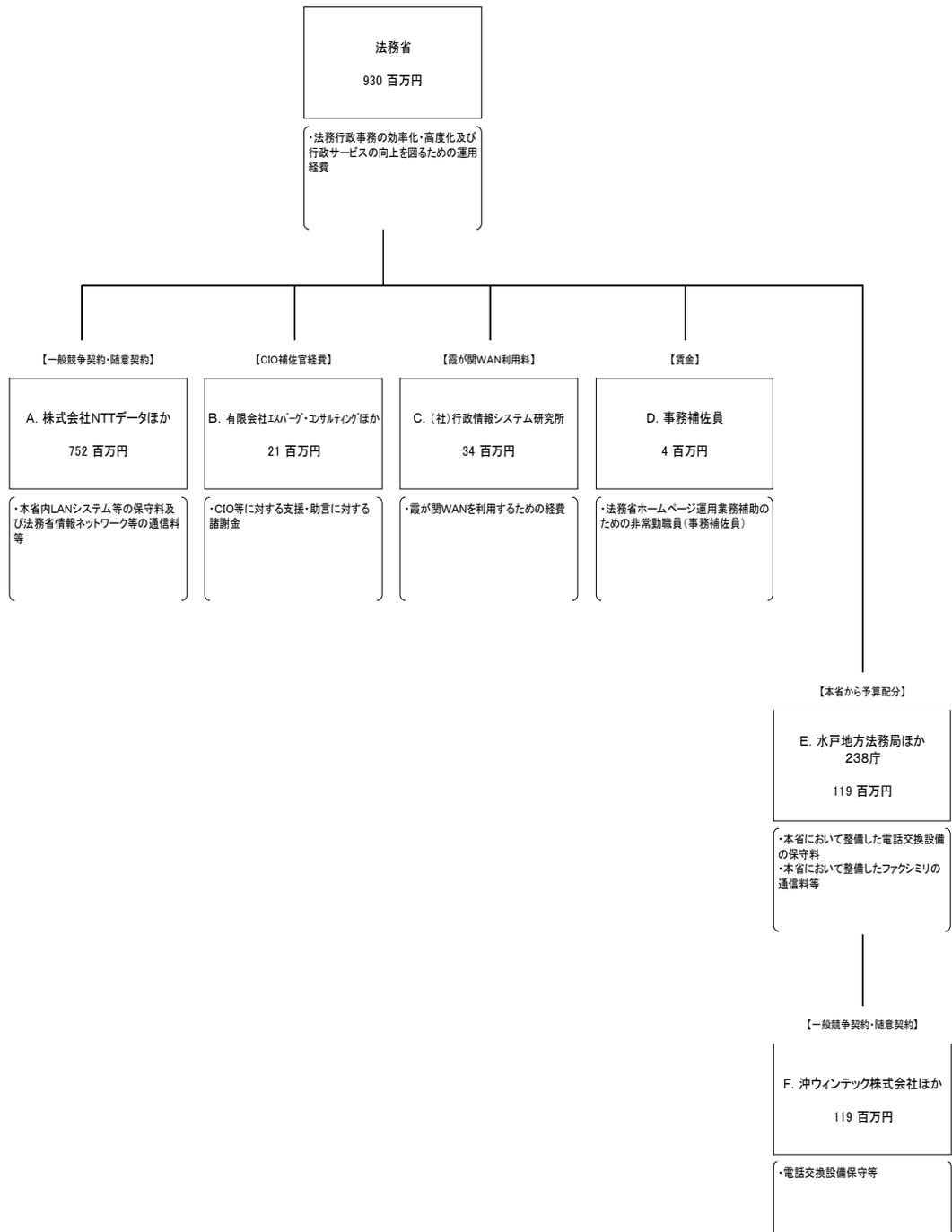
平成24年行政事業レビューシート

(法務省)

<b>事業名</b>	法務行政情報化の推進		担当部局庁	大臣官房	作成責任者		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	-		担当課室	秘書課情報管理室	情報管理室長 内堀和人		
<b>会計区分</b>	一般会計		施策名	VII-14-(3) 法務行政の情報化			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>			関係する計画、通知等	・電子政府推進計画(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画(平成17年4月6日法務省情報化統括責任者(CIO)決定)			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法務行政の情報化を推進し、事務の効率化・高度化及び行政サービスの向上を図るための共通基盤として法務省情報ネットワーク(法務本省と所管各庁及び各出先機関を結ぶ広域ネットワーク)及び法務本省内LANシステム(庁舎内ネットワークシステム)を整備・運用管理するほか、その他の法務行政事務に係る情報システムを整備・運用管理することを目的としている。						
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づき、法務省が保有する各ネットワークを統合するとともに、セキュリティを維持・強化しつつ、コスト抑制の下で内部管理業務等を含めた行政の情報化及び業務・システムの最適化に必要な回線容量の拡張等を推進し、安全性、信頼性及び利便性の確保並びに個人情報の保護を図る。						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算	1,399	1,239	978	959	1,095
		繰越し等	△41	0	0	-	-
		計	0	0	1	-	-
	執行額	1,358	1,239	979	959	1,095	
	執行率(%)	1,155	1,070	930			
85%	86%	95%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	国民の利便性、行政サービス向上のためのHP運用経費等一部経費を除き、大半が国が効率的に業務遂行するに当たり使用する庁内LANシステム等各業務システムの機器賃借料等運用に係る事業経費であるため、事務的経費の側面が強く、定量的な成果を示すことが困難である。		成果実績				
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	行政の効率化を支える複数の業務システムを対象としており、事業経費の経費規模以外で定量的な活動指標を示すことは困難である。		活動実績(当初見込み)				-
<b>単位当たりコスト</b>	算出不可		算出根拠	本経費は、業務において使用するシステムの整備・運用経費で、事務的経費の側面が強く、定量的な単位を定めることは困難である。			
<b>平成24・25年度予算内訳</b>	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	22百万円	22百万円	情報処理業務庁費について、法務省情報ネットワーク通信機器の保守期限到来に伴う更新等経費(79,020千円増)や法務本省内LAN端末OS等のサポート期限到来に伴う更新経費(122,855千円増)を計上しているため要求増となった。他方、府省共通システムへの移行に伴う法務省共通給与計算システムの運用経費(20,462千円減)や、通信専用料について、霞が関WANから政府共通ネットワークへの移行に伴う霞が関WAN利用経費(19,827千円減)を、それぞれ減額しているため要求減となった。			
	情報処理業務庁費	917百万円	1,073百万円				
	通信専用料	20百万円	0百万円				
	計	959百万円	1,095百万円	※「日本再生戦略」関連施策(重点要求) 67百万円			

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	△	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業の経費のうち、ホームページ経費については「広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業」と認められるものの、法務省情報ネットワークや法務本省内LANシステムの経費については情報システム効率化を推進するための経費であり、「広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業」とは認められないことから、総合的な評価として「△」とした。 また、上記以外の項目については、法務省が実施すべき事業であり、予算の状況も適切に把握していることから、総合的な評価として「○」とした。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	競争性のない契約を除き、一般競争入札等の価格競争を行った上、契約の相手方となる支出先を選定している。 また、事業の目的に沿った費目を使用し、使途も適正であることから、総合的な評価として「○」とした。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	定量的な評価は難しいが、業務及び情報システムの効率化を推進するという事業目的の下、情報システムの整備・運用を適切に進め、その目的を着実に達成していることから、総合的な評価として「○」とした。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 情報基盤の強化対策費・環境省大臣官房総務課環境情報室	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>個別契約に当たっては、競争性のない契約を除き、競争入札を原則として実施しており、支出先の適切な選定及びコスト削減に努めている。そして、個別契約の相手方には、原則として業務の再委託を認めていないものの、再委託が必要な場合には、必ず許可申請を義務づけ、内容を十分精査し、適正と認められる場合のみ許可している。</p> <p>また、予算要求から契約締結に至るまで、必要に応じて、外部専門家(CIO補佐官)に相談するなどして、業務が効率的かつ効果的なものであるか第三者の視点でも検証し、改善に努めている。</p> <p>さらに、委託業務については、作業実施前に作業予定や作業内容に関する報告を行わせるとともに、作業期間中においても、日々の運用報告や定例報告により、委託業務が適正に執行されているか確認を行い、業務終了後は、その業務報告をもって委託業務とその支出に対する妥当性の把握に努めている。</p> <p>なお、情報システム機器等更新時に当たっては、更新の可否を十分に検証することももちろんのこと、リース機器については、機器の運用状況を踏まえ、更新することなく再リースにより継続使用可能な機器は、再リースにより機器調達することで経費の節減を図っている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	システム経費について、執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	所見のとおり、インターネット接続サービス利用料について執行実績を反映し、経費の削減を図った。(▲3百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0001	平成23年行政事業レビュー	0001

※平成23年度実績を記入



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A.株式会社NTTデータ			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
通信料	通信回線使用料	220	-	各会計機関への予算配分	119
借料	機器賃借料	34			
雑役務費	システム保守及び運用管理支援	12			
雑役務費	システム改修等作業	13			
計		279	計		119
B.(有)エスパーグ・コンサルティング			F.沖ウインテック株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	CIO等への支援・助言に対する謝金	7	保守	電話交換設備保守等	19
計		7	計		19
C.(社)行政情報システム研究所			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
使用料	霞が関WAN使用料	34			
計		34	計		0
D.事務補佐員			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
給与	俸給・通勤手当等	4			
計		4	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社NTTデータ (一般競争, 随意契約)	通信回線使用料等	279	随意契約	—
2	新日鉄ソリューションズ(株) (一般競争, 随意契約)	法務本省内LANシステム運用管理支援業務等	107	随意契約	—
3	富士ゼロックス(株) (一般競争, 随意契約)	民事・刑事統計システムに関する設計・開発作業等	60 (59)	2	55.7
4	日本電気(株) (一般競争, 随意契約)	本省内LANグループウェアシステム運用管理支援業務等	50 (49)	8	99.3
5	東京レコードマネジメント (株)	総合的な文書管理システム保守及び運用管理支援業務等	41	随意契約	—
6	昭和リース(株) (当初入札)	霞が関WAN経由の府省共通システム利用環境構築等に必要な機器等	31	随意契約	—
7	(株)インテック (一般競争)	司法試験総合管理システムの保守業務及び運用管理支援業務等	28 (19)	2	98.8
8	沖電気工業(株)	法務省共通給与計算システム及び法務省共通共済事務システム運用管理支援業務等	25	随意契約	—
9	東日本電信電話(株)	電話・ファクシミリ使用料等	17	随意契約	—
10	NTTファイナンス(株) (当初入札)	本省内LANにおけるファイルサーバ等構築及び機能強化作業等に必要な機器等賃貸借	13	随意契約	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(有)エスパー・コンサルティング	法務省情報化推進支援業務(謝金)	7	—	—
2	デザインワークス有限会社	法務省情報化推進支援業務(謝金)	7	—	—
3	個人	法務省情報化推進支援業務(謝金)	6	—	—
4	麹町税務署	法務省情報化推進支援業務(謝金)	1	—	—
5					
6					
7					
8					
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖ウインテック(株) (一般競争, 随意契約)	電話交換設備保守等	19 (7)	6	76.2
2	扶桑電通株式会社 (一般競争, 随意契約)	電話交換設備保守等	18 (3)	1	94.3
3	東日本電信電話株式会社	ファクシミリ使用料等	7	随意契約	—
4	NECネットエイズ株式会社 (一般競争, 随意契約)	電話交換設備保守等	6 (2)	1	100
5	(株)日進通工 (一般競争, 随意契約)	電話交換設備保守等	6 (5)	2	98.5
6	電通工業(株) (少額随契)	電話交換設備保守等	4	随意契約	—
7	都築電気(株) (少額随契)	電話交換設備保守等	4	随意契約	—
8	東陽工業 (少額随契)	電話交換設備更新等	4	随意契約	—
9	NTT東日本料金サービスセンター	通信料等	2	随意契約	—
10	三菱電機システムサービス株式会社(少額随契)	電話交換設備保守等	2	随意契約	—

※ 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

平成24年行政事業レビューシート

(法務省)

<b>事業名</b>		防災通信機器（衛星携帯電話）配備		担当部局庁	大臣官房	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		平成23年度		担当課室	秘書課広報室	広報室長 島村 広幸		
会計区分		一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅶ-14-(3) 法務行政の情報化			
根拠法令 (具体的な条項も記載)		災害対策基本法等		関係する計画、通知等	「復興への提言」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」、「防災基本計画」(平成20年2月18日中央防災会議決定)第2編第1章第2節			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		東日本大震災の被災地では、現在もお余震が続き、更に大規模な地震の発生が懸念されるほか、近い将来、相当の確率で発生し、甚大な被害が想定されている首都直下地震等の大規模災害に対し、通信途絶による被災地孤立化を防止し、被災状況の迅速・正確な把握、臨機・的確な初動対応及び支援施策の確立・実施等により、可能な限りの「減災」を達成し、国民の身体・生命、権利、財産等を保護することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)		法務省においても、大津波により、極めて危機的状況に陥りつつ孤立化した官署や緊急に避難してきた被災者を受け入れた官署がある。いずれも通信連絡手段が途絶し、速やかに被災状況を把握することができなかった。災害発生時には、迅速・正確な情報収集に基づき、初動対応体制を始めとして、以降の支援情報の提供、人的・物的支援体制及び災害復興施策等が確立・推進されるのであるから、災害時に強い通信連絡手段の確保が重要である。そのため、インフラ被害による影響が少なく、発災時における安定的な通信連絡手段として衛星携帯電話を当省所管官署に配備し、全国的な災害対応体制を構築する。						
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		予算の状況	当初予算	-	-	-	81	79
			補正予算	-	-	476	-	-
			繰越し等	-	-	-	-	-
		計		-	-	476	81	79
		執行額		-	-	84	-	-
執行率(%)		-	-	17.6	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
		業務継続体制の強化を目的とするものであることを踏まえると、成果目標を示すことは困難である。			成果実績	-	-	-
				達成度	%	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		成果目標欄に同じ			活動実績 (当初見込み)	-	-	-
				( )	( )	( )	( )	
単位当たりコスト		66,018 (円/台)		算出根拠	平成23年度執行額(84,106,767円)/同3次補正予算による配備台数(1,274台)			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	通信運搬費	81百万円	79百万円	予算要求時、衛星携帯電話の通信運搬費(ランニングコスト)について、大手3社から見積書を徴した上で最も安価な価格をもって積算していたところ、入札時点で、落札業者において当初積算していたよりも安価な価格で落札したため、見直しを行ったものである。				
計	81百万円	79百万円						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	大規模災害においては、衛星携帯電話の有無により、被災状況の迅速・正確な把握、臨機・的確な初動対応及び支援施策の確立・実施等が大きく左右されることから、被災地及び被災者となる国民のニーズ及び優先度は極めて高い。発災時は、応急対応を始め、地方自治体、民間等と有機的に連絡・協働することが求められるものであるから、国の事業として安定的な連絡手段を確保する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	一般競争入札を経た上で業者を選定し、適正な価格で落札されており、競争性は確保されている。また、費目・使途は事業目的に即し、限定されている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	通信手段として、一般固定電話及び携帯電話が途絶又は困難となった場合に使用するものであるため、実効性は極めて高く、また、現在、各庁に整備された衛星携帯電話は、万が一の災害時に備え、職員が的確に操作できるよう必要な訓練を実施しているため、発災時には最大限の効果を発揮すると思われる。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本施策については、その必要性、有効性のいずれの観点からも評価できるものと考えている。 また、当該衛星携帯電話のランニングコスト(基本料金)については、最低限度のコースで契約を行っているところであり、今後も引き続き適正な契約を行っていくこととしたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	当該衛星携帯電話のランニングコストについては、常に確認を行い、適切に予算に反映させること。 また、大規模災害に備え、当該衛星携帯電話を用いた訓練を定期的実施すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	所見のとおり、衛星携帯電話の通信運搬費(ランニングコスト)について執行実績を反映し、経費の削減を図った。(▲3百万円) なお、年に4回の訓練実施を計画している。		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	復興-0001

※平成23年度実績を記入

法務省  
476百万円

〔・防災通信機器(衛星携帯電話)の配備及び運用経費〕

A. KDDI株式会社  
84百万円

〔・衛星携帯電話の配備及び使用料等〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A. KDDI株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品費	衛星携帯電話	75			
消耗品費	衛星携帯電話バッテリー	4			
通信運搬費	使用料	4			
雑役務費	輸送費	1			
計		84	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	KDDI株式会社 (一般競争・随意契約)	衛星携帯電話の配備及び使用料	84 (80)	3	23.2
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

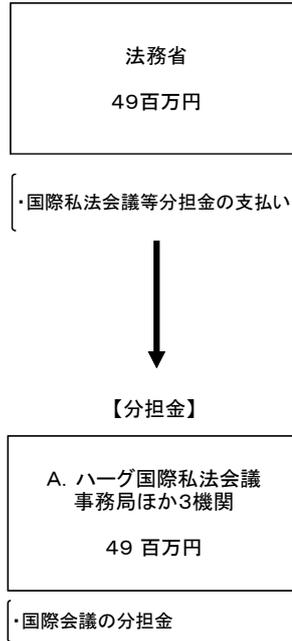
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

平成24年行政事業レビューシート (法務省)							
事業名	国際会議運営費用の分担		担当部局庁	大臣官房	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	-		担当課室	会計課	官房参事官 伊藤栄二		
会計区分	一般会計		施策名	VI-13-(1) 法務行政の国際化への対応			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハーグ国際私法会議規程第8条, 第9条, 第10条等		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の運営費用について日本国の分担金の支払いを行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	57	54	51	48	49
		補正予算	△3	0	△2	-	-
		繰越し等	0	0	0	-	-
	計	54	54	49	48	49	
	執行額	54	53	49	-	-	
執行率(%)	100%	98%	100%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	別紙のとおり	成果実績					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	別紙のとおり	活動実績(当初見込み)			( )	( )	( )
単位当たりコスト	別紙のとおり (円/ )	算出根拠					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国際私法会議等分担金	48百万円	49百万円	ハーグ国際私法会議分担金の増等に伴う増			
	計	48百万円	49百万円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	－	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本件事業は、刑事司法や民商事法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的としており、その趣旨に鑑みて、国において実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本件事業に係る国際会議等は、いずれも本件事業の目的に沿うものであり、その分担金の支出については、外交代表会議や財政委員会等の審議を経て決定された真に必要なものに限定されている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果		ハーグ国際私法会議等の分担金については、各事務局からの支払要請に基づき支出手続を行っているところ、今後も引き続き、効果的・効率的な活動ができるよう各事務局に働きかけることとした。	
予算監視・効率化チームの所見			
現状どおり		国際会議分担金の支出の妥当性等は問題ないと思われるが、常に確認を行い、適切に予算に反映させること。	
		上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)	
－		－	
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	0002

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
分担金	ハーグ国際私法会議規程第8条、第9条、第10条により、同会議の経費は加盟国が分担することになっており、その分担割合はUPU(万国郵便連合)が採用している等級格付方式の分担率を一部修正(最高分担率をUPUの50単位から33単位に減少)して、これを各加盟国に適用しているところ、この分担金をハーグ国際私法会議事務局に支出しているものである。	49			
計		49	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ハーグ国際私法会議事務局	国際私法会議は、国際私法に関する規則の統一をもたらすことを目的とし、これに関する各種研究、審議、調査及び条約案の作成を行っている。	24	—	—
2	私法統一国際協会事務局	私法統一国際協会は、国際的な商取引等の渉外的法律関係において、各国の国内法がまちまちであることから生ずる不安定、障害を除去するため、各国国内法の調和を図り調整する方法を研究し、統一私法の立法化を準備することを目的とし、私法の分野における比較法の研究、私法に関する条約草案の作成等を行っている。	14	—	—
3	経済協力開発機構事務局	金融活動作業部会は、薬物犯罪に基づく資金洗浄(マネー・ローンダリング)対策を検討するために設立がなされた政府間会合であり、ここでの検討結果がサミットに報告される。資金洗浄対策のために各国が採るべき措置を「40の勧告」という形でまとめ、メンバー国に対してその遵守を求めており、同勧告の履行を担保するため、国内法について、メンバー国同士で相互審査を行うとともに、「40の勧告」の履行に対して非協力的な国を選定し、資金洗浄対策を講じるべく働きかけを行っている。	7	—	—
4	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ事務局	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループは、アジア・太平洋地域の資金洗浄対策の啓蒙活動の一環として、アジア太平洋地域諸国による資金洗浄対策に関する会議であり、現金決済中心の経済実態等、アジア諸国の特殊性に対応した各国のマネー・ローンダリング対策に関する法制面等の情報交換、討議及び各国におけるマネー・ローンダリング規制の実施状況の審査等を行っている。	3	—	—
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(別紙)

「成果目標及び成果実績(アウトカム)」、「活動指標及び活動実績(アウトプット)」、「単位当たりコスト」について

本件分担金の支出先のうち、例えば国際私法会議についてであるが、国際私法会議は、国際私法(国際民事訴訟法を含む。)に関する規則の漸進的統一を目的とする政府間国際機関であるところ、法務省民事局が関与した実績としては、

○送達条約等運用特別委員会→送達条約、証拠収集条約、裁判援助条約等を運用するに当たって実務上生ずる問題点について審議し、勧告等を採択

○国際私法会議の活動に関するアジア・太平洋地域会合→国際私法会議の作成した条約の運用等に関する情報交換や議論を通じ、各国間の協同を促進し、それらの条約に対する各国の理解を深める

○国際養子縁組条約運用特別委員会→前回の運用特別委員会以降の開催状況を踏まえ、本条約の論点をめぐる実務的観点からの意見交換を実施し、将来的な政府としての検討の可能性を見据え、十分な情報収集を行う必要性から職員を派遣

が挙げられる。

これらを単純に事業の実施の成果及び事業の活動内容として数値で定量的に示すことは困難であり、国際私法会議分担金以外の私法統一国際協会分担金、金融活動作業部会分担金及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ分担金についても同様であることから、成果指標及び活動指標を表示することができない。

また、国際私法会議等の分担金は、国際私法会議等組織の職員等の人件費、交通費、国際私法会議等の運営費等に充てられているところ、日本国だけでなく、国際私法会議等の加盟国がそれぞれ支出した分担金もこの費用に充てられていることから、仮に、上記実績を1単位とし、1単位当たりのコストを算出するにしても、これらの費用が、どの実績に、どの程度反映されているのか判然とせず、さらに、他国が関与しているため、正確な単位当たりのコストを算出することができない。

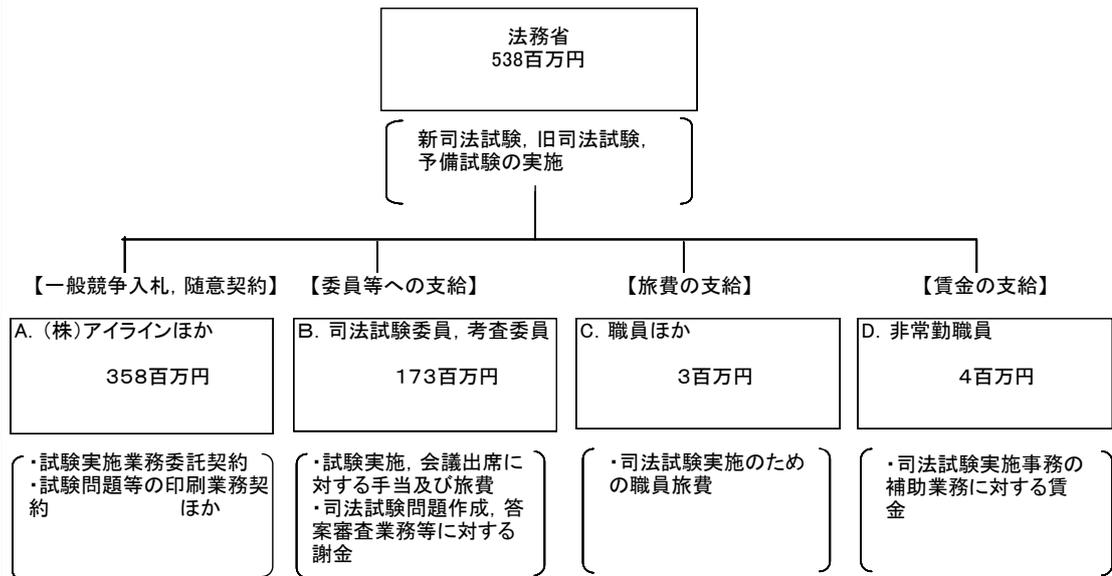
したがって、単純に事業の実施の成果及び事業の活動内容を数値で定量的に示すことができず、また、仮に数値で定量的に示したとしても、単位当たりのコストを算出することができないため、成果指標等を数値で表記することができない。

平成24年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	司法試験の実施	担当部局庁	大臣官房	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和24年	担当課室	人事課	総括補佐官 直江啓司			
会計区分	一般会計	施策名	I-2-(2) 法曹養成制度の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	司法試験法	関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に、必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、予備試験は、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成18年から新たに実施された法科大学院の修了者を対象とする司法試験の実施及び平成23年から実施された予備試験の実施(旧司法試験は平成23年度をもって終了。)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	466	499	697	589	548
		補正予算	0	0	△ 108	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	466	499	589	589	548
		執行額	426	428	538		
	執行率 (%)	91%	86%	91%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	定量的な成果目標が示せない (試験の実施事業であり、成果目標を定量的に示せるものではないため。)	成果実績					
		達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	定量的な成果目標が示せない (試験の実施事業であり、成果目標を定量的に示せるものではないため。)	活動実績 (当初見込み)			( )	( )	( )
単位当たりコスト	算出不可	算出根拠	定量的な成果実績及び活動実績が示せないため。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	委員手当	38百万円	34百万円	執行実績を踏まえた印刷製本費の単価見直し等による司法試験業務庁費の減			
	諸謝金	130百万円	126百万円				
	職員旅費	3百万円	3百万円				
	委員等旅費	24百万円	20百万円				
	情報処理業務庁費	3百万円	3百万円				
	司法試験業務庁費	391百万円	362百万円				
	計	589百万円	548百万円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	司法試験については、法務省において事務をつかさどる旨規定されている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	業者等の選定については公募又は入札を行っており競争性、負担関係の妥当性は確保されている。また、費目・使途も必要なものに限定されている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	試験実施委託及び各種印刷業務等については、可能な限りまとめて一般競争入札を行い、経費の縮減に取り組んでいるところであり、今後も引き続き同取組を推進することとしたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	各種調達事業について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	所見のとおり、執行実績を踏まえ、印刷製本費の単価等の見直しを行い、経費の削減を図った(▲40百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0003	平成23年行政事業レビュー	0003

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

A.(株)アイライン			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	司法試験における試験実施業務委託	63			
計		63	計		0
B.個人			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	会議出席旅費	0			
謝金	試験問題作成, 答案審査等謝金	0			
委員手当	考査委員会議等の会議出席手当	0			
計		0	計		0
C.個人			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	試験実施のための職員旅費	0			
計		0	計		0
D.個人			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃金	非常勤職員への賃金	0			
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社アイライン (一般競争入札)	試験実施業務委託	63	4	94.7
2	(株)サンシャインシティ (随意契約)	試験会場借料	45	随意契約	-
3	株式会社ICSコンベンションデザイン (一般競争入札)	試験実施業務委託	43	2	86.5
4	(株)テーオーシー (随意契約)	試験会場借料	36	随意契約	-
5	共同印刷(株) (一般競争入札)	試験問題, 答案用紙等印刷業務	28	2	81.1
6	財団法人大阪産業振興機構 (随意契約)	試験会場借料	17	随意契約	-
7	凸版印刷(株) (不落随意)	試験問題, 答案用紙等印刷業務	15	随意契約	-
8	南近代ビル(株) (随意契約)	試験会場借料	11	随意契約	-
9	株式会社ティーケーピー (随意契約)	試験会場借料	10	随意契約	-
10	第一法規(株) (一般競争入札)	法文印刷業務	9	2	71.8

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	司法試験委員, 考査委員等個人(318人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法試験委員会委員に対する会議出席手当</li> <li>・司法試験考査委員に対する試験実施, 会議出席手当及び旅費</li> <li>・司法試験問題作成, 答案審査業務等に対する謝金など</li> </ul>	173		

平成24年行政事業レビューシート

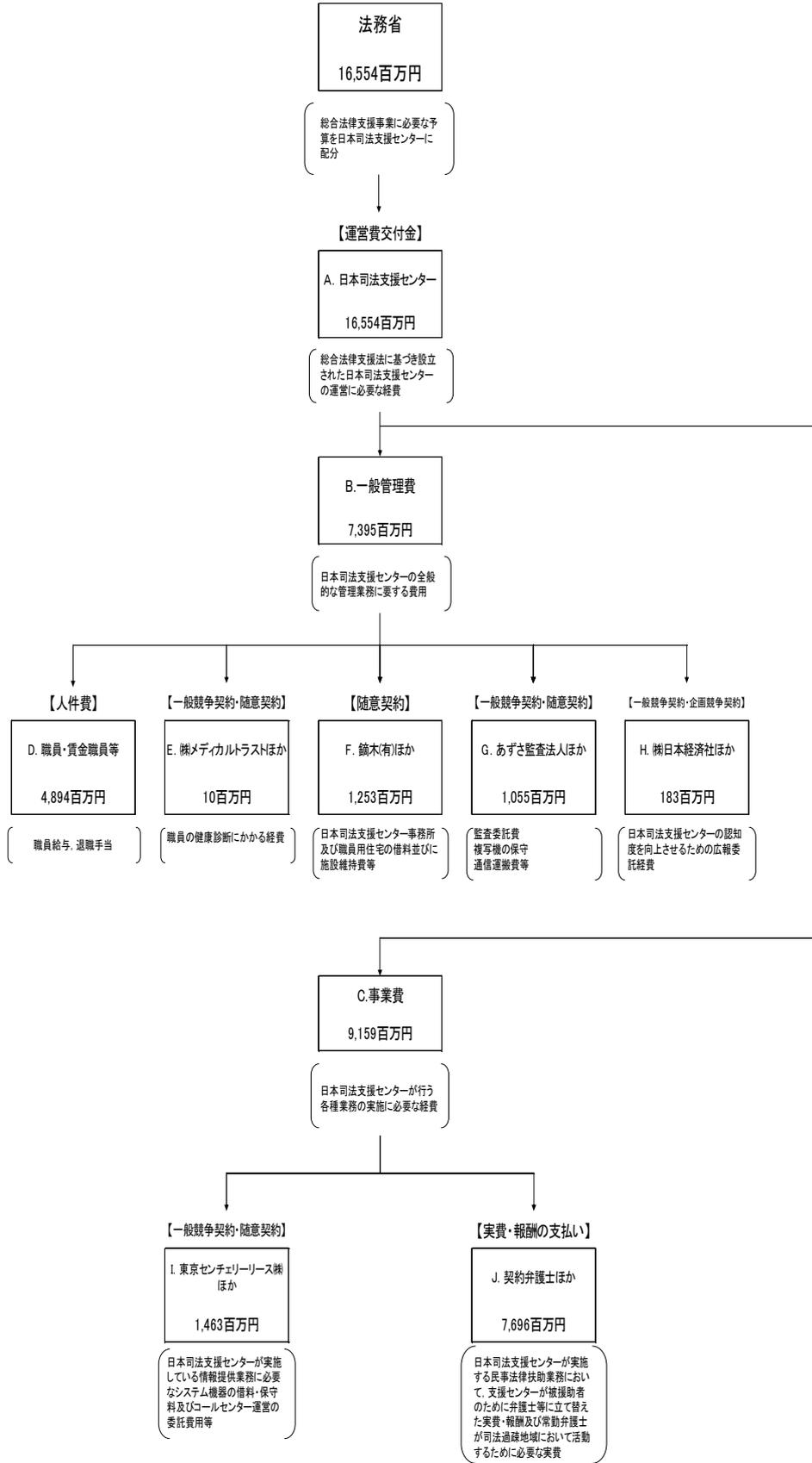
(法務省)

事業名	日本司法支援センターの運営(国選弁護士確保業務委託を除く)		担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	司法法制課		司法法制課長 松本 裕	
会計区分	一般会計 東日本大震災復興特別会計		施策名	I-2-(1) 総合法律支援の充実強化			
根拠法令(具体的な条項も記載)	総合法律支援法		関係する計画、通知等				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目的としている。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	日本司法支援センターでは、①法的トラブルを抱えた方に対して相談内容に応じた最適な法制度に関する情報や、相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務、②資力の乏しい方を対象に無料法律相談を実施したり、訴訟代理費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、③司法過疎地域に地域事務所を設置して常勤弁護士を配置するなどして国選弁護士関連業務及び民事法律扶助業務の全国的に均質な遂行を実現するとともに、利用者の依頼に応じて相当の対価を得て、法律相談、和解交渉の代理、訴訟代理などを行う司法過疎対策業務等を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	10,407	15,542	16,554	16,402	13,920
		補正予算	2,496	0	0	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	12,903	15,542	16,554	16,402	13,920
	執行額	12,903	15,542	16,554			
執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づいて、「あまねく全国において、法による紛争解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現」を目標として、情報提供業務や民事法律扶助業務などを行っているところ、この目標の達成度についてはそもそも定量的な評価にすぎない。また、各業務の取扱件数は、現実に存在した法的な紛争解決需要の一部に対応したものに過ぎず、需要自体が社会・経済情勢によって変動し得ることから、これらの実績が支援センターの上記目標の達成度を示すものにはならない。よって、事業の実施の成果を数値による定量的な成果目標として示すことはできない。	成果実績	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	情報提供業務(コールセンター問い合わせ件数)	活動実績(当初見込み)	件	401,841	370,124	339,334	
	民事法律扶助業務(援助開始決定件数)	活動実績(当初見込み)	件	107,991	117,583	109,915	
	民事法律扶助業務(法律相談援助件数)	活動実績(当初見込み)	件	237,306	256,719	280,389	
	司法過疎対策業務(地域事務所設置総数)	活動実績(当初見込み)	箇所	26	29	31	
単位当たりコスト	算出不可	算出根拠	支援センターの業務運営に充てられている運営費交付金については、各種業務経費や一般管理費に充てられており、運営費交付金から部門別の一般管理費を切り出すことは困難であることから、活動実績1単位当たりのコストを算出することはできない。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	運営費交付金(一般)	14,351百万円	13,630百万円	平成25年度に引き継がれる見込みの運営費交付金の一部を事業経費等の財源に充当することにより、新規に必要な運営費交付金の額が減少したもの			
	運営費交付金(特会)	2,052百万円	290百万円				
	(注)百万円未満は四捨五入しているため、合計額と一致せず。						
	計	16,402百万円	13,920百万円				

事業所管部局による点検												
	評価	項目	評価に関する説明									
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	日本司法支援センターの行う事業については、総合法律支援法(平成16年6月2日法律第74号)第30条の定めに基づいて行っている。									
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。										
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。										
資金の流れ、費目・用途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を担保している。									
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。										
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。										
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。										
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。										
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	日本司法支援センターの業務実施に当たっては、その実効性について不断の見直しを行っており、平成23年度はコールセンターを委託から自主運営に切り替えるなどにより経費の節減に努めた。 また、東日本大震災に係る法律相談の実例を「法テラス・東日本大震災 相談実例Q&A集」にまとめるとともに、法テラスのWEBサイト上で公開するなど成果物の活用にも力を入れている。									
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。										
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。										
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名										
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。										
点検結果	各種契約のうち、一部、随意契約を行っている契約について、現在、可能な限り国の会計基準に準じた形での競争入札を実施しているほか、複数年契約とすること等によりコストの削減に努めているところであり、これらの取組を更に推進することにより、一層の経費削減を図る。											
予算監視・効率化チームの所見												
一部改善	執行実績を踏まえ、研修実施計画の見直しを図るほか、一般管理費及び事業経費についても、経費の見直しを図るべきである。											
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)												
縮減	所見のとおり、執行実績を踏まえ、研修実施計画の見直しを図るとともに、一般管理費及び事業経費の執行実績を適切に反映させること等により、経費を削減した。(▲161百万円)											
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)												
<p>日本司法支援センターは、上記の情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務を行うための経費として日本司法支援センター運営費交付金(以下「交付金」という。)の配分を受けているほか、国から委託を受けた国選弁護士確保業務を行うための経費として国選弁護士確保業務委託費(以下「委託費」という。)の配分も受けている。</p> <p>日本司法支援センターの業務運営に必要な経費のうち、人件費や一般管理費などは、これらの業務すべてに共通して必要となるため、それぞれの業務量に応じて交付金及び委託費から支出されている。</p> <p>(参考)交付金と委託費の予算上の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付金</th> <th>委託費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>約66.6%</td> <td>約33.4%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費(人件費を除く)</td> <td>約82.9%</td> <td>約17.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度の財務省の予算執行調査において、情報提供業務における地方事務所の窓口専門職員の適正配置及び民事法律扶助業務における地方事務所等の償還への取組状況について調査を受けた。</p> <p>調査の結果、情報提供業務については、コールセンターへの転送機能の付与等の検討を行い、サービスの低下を招かないように留意しつつ配置人員の適正化を実施することの指摘を受けたので、支援センターにおいて、配置人員の適正化を図った。</p> <p>また、民事法律扶助業務については、償還率の高い事務所の取組を他の事務所においても実施することや本部においても地方事務所を適切に指導するとともに、円滑かつ効率的な償還が実施されるように体制の整備を検討することの指摘を受けたので、支援センターにおいて、償還率の高い事務所の取組例を全事務所に周知し、ノウハウの共有を図った。</p>					交付金	委託費	人件費	約66.6%	約33.4%	一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%
	交付金	委託費										
人件費	約66.6%	約33.4%										
一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%										
関連する過去のレビューシートの事業番号												
平成22年行政事業レビュー	0005	平成23年行政事業レビュー	0005									

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)



A.日本司法支援センター			E.㈱メディカルトラスト		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
一般管理費	役職員給与、退職手当、管理諸経費、施設経費、執務体制整備等経費、制度周知徹底経費	7,395	雑役務費	産業医業務委託	3
事業費	情報提供業務経費、民事法律扶助業務経費、司法過疎対策業務経費	9,159			
計		16,554	計		3
B.一般管理費			F.錫木(有)		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
役職員給与	職員の給与	4,836	借料	事務所の借上	99
退職手当	職員の退職手当	58			
管理諸経費	職員厚生費	10			
施設経費	事務所借上料、職員住宅借上料、事務所維持管理費	1,253			
執務体制整備等経費	職員の執務体制整備経費、研修実施経費、会議等開催経費、赴任旅費等	1,055			
制度周知徹底経費	一般周知経費、高齢者・障害者対策経費	183			
計		7,395	計		99
C.事業費			G.あずさ監査法人		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
民事法律扶助業務経費	資力の乏しい者を対象とした、訴訟代理費用等の立替援助等経費	7,595	雑役務費	監査委託費	20
情報提供業務経費	情報提供システム等整備経費及びコールセンター運営等経費	1,463			
司法過疎対策業務経費	地方事務所から弁護士のない地域への巡回に要する旅費及び有償受任事件処理費	101			
計		9,159	計		20
D.職員			H.㈱日本経済社		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
役職員給与	職員の給与	16	雑役務費	広報委託費	134
計		16	計		134

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

I.東京センチュリーリース㈱					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	情報提供システムほか借料	225			
計		225	計		0
J.契約弁護士					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
報酬	契約弁護士に対する報酬等	1			
計		1	計		0
K.その他					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
L.その他					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

D

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)メディカルトラスト (一般競争入札)	産業医業務委託	3	1	92
2	ピースマインド・イーブ(株) (一般競争入札)	総合メンタルヘルスケア	0.9	3	70
3	(財)宮城県成人病予防協会中央診療所 (少額随契)	定期健康診断	0.4	随意契約	—
4	(財)東日本労働センター (少額随契)	定期健康診断(本部)	0.3	随意契約	—
5	財団法人結核予防会大阪府支部 (少額随契)	定期健康診断	0.2	随意契約	—
6	フィオーレ健診クリニック (少額随契)	定期健康診断	0.2	随意契約	—
7	斉藤労災病院 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
8	(財)神奈川県予防医学協会 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
9	浦和医師会 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
10	名古屋東栄クリニック (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	鎬木(有)	東京地方事務所借料	99	随意契約	—
2	石森不動産(株)	本部事務所借料	90	随意契約	—
3	(独)都市再生機構	職員住宅借料	85	随意契約	—
4	(株)大林組	本部事務所借料	41	随意契約	—
5	朝日生命保険相互会社	愛知地方事務所借料	24	随意契約	—
6	東京建物(株)	仙台コールセンター借料	21	随意契約	—
7	三菱UFJ信託銀行	東京地方事務所多摩支部事務所借料	21	随意契約	—
8	中央地所(株)	福岡地方事務所借料	20	随意契約	—
9	大阪弁護士会	大阪地方事務所借料	19	随意契約	—
10	さいたま商工会議所	埼玉地方事務所借料	18	随意契約	—

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	あずさ監査法人	平成23年度監査業務	20	公募(5)	—
2	(株)リコー (一般競争入札)	複写機保守	19	3	52
3	コニカミノルタ(株) (当初入札)	複写機保守	16	随意契約	—
4	(株)エヌ・ティ・ティ・コム	携帯電話使用料	16	随意契約	—
5	富士ゼロックス(株) (一般競争入札)	複写機保守	11	2	20
6	NTT	一般電話回線使用料	8	随意契約	—
7	(株)東洋ノーリツ (一般競争入札・少額随契)	什器備品・消耗品	7 (2)	3	73
8	(有)三章堂 (少額随契)	什器備品・消耗品	6 (0.6)	随意契約	—
9	(株)文祥堂 (不落随契)	間仕切り工事、什器備品・消耗品	5 (2)	随意契約	—
10	(株)三省堂書店 (少額随契)	書籍購入代	4 (0.7)	随意契約	—

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱日本経済社 (一般競争入札)	平成23年度広報業務	134	6	88
2	敷島印刷㈱ (一般競争入札)	広報誌「ほうてらす」第17号～第20号印刷・発送業務	9	12	96
3	廣告社㈱	広報誌「ほうてらす」デザイン制作業務	5	企画競争(11)	-
4	協同精版㈱ (一般競争入札)	平成23年度版「民事法律扶助業務の解説」印刷・発送業務	2	10	65
5	アコムレンタル㈱ (少額随契)	出張所備品の賃借	2 (0.8)	随意契約	-
6	㈱ポートサイド印刷 (少額随契)	各種リーフレット・チラシ印刷(犯罪被害者支援関連リーフレット作成)	1	随意契約	-
7	㈱キョウエイアドインターナショナル (一般競争入札)	交通広告作成及び掲出業務	1	4	77
8	東亜販売㈱ (少額随契)	広報資料作成業務	1 (0.8)	随意契約	-
9	㈱第一印刷所 (少額随契)	民生委員向けチラシ作成	0.8	随意契約	-
10	スピークハンスター㈱ (少額随契)	高齢者・障害者向けパンフレット印刷・発送	0.5	随意契約	-

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

I

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース㈱ (一般競争入札)	情報提供システム機器賃借	225	1	99
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	IP電話回線使用料	141	随意契約	-
3	ウルシステムズ㈱	日本司法支援センター次世代システム構築支援業務	137 (109)	企画競争(1)	-
4	SCSK㈱ (一般競争入札・随意契約)	次世代インフラ構築に係るシンクライアントシステム等の供給及び構築並びに保守業務	132 (50)	4	33
5	㈱富士通マーケティング (一般競争入札)	仙台コールセンターシステムに係るアプリ保守	105	4	49
6	富士通㈱ (当初入札)	情報提供等システムに係るアプリケーション保守	67	随意契約	-
7	アクセンチュア㈱ (一般競争入札)	コールセンター運営委託	46	4	88
8	㈱日立ソリューションズ (一般競争入札)	仙台コールセンター用システム供給保守	24	2	56
9	彼方㈱ (一般競争入札)	情報提供ホームページ構築、運用保守、コンテンツ制作	22	5	49
10	富士電機㈱ (一般競争入札)	次世代インフラ構築に係る統計・集計システムの供給及び構築作業等業務委託	12	2	69

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

J

支援センターでは、民事法律扶助業務において、資力の乏しい方が訴訟等を提起する場合に必要となる訴訟代理費用(弁護士・司法書士費用)を立て替えるなどしているが、その額は、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する業務方法書により、訴訟の内容に応じて定められている。

以下の金額は、支援センターが平成23年度中に実施した法律相談援助(280,389件)に係る契約弁護士等への報酬及び同年度中に援助開始決定(109,915件)した案件について契約弁護士等に支払った訴訟代理費用や常勤弁護士の実費(旅費)のほか、援助開始の可否を審査する審査委員に対する謝金や被援助者に対する立替金債権の管理に要する事務費の総額である。

費目	用途	金額(百万円)
実費・報酬	契約弁護士等(のべ105,220名)	7,532
立替金債権管理事務処理費	地方事務所	48
審査委員謝金	審査委員	91
旅費	常勤弁護士	25

(注)

契約弁護士等…支援センターと民事法律扶助業務を行うことを契約した弁護士及び司法書士。一般の弁護士及び司法書士は、支援センターと契約しない限り民事法律扶助を実施することができない。

常勤弁護士…支援センターと雇用契約を結んだ弁護士。常勤弁護士は、被援助者から報酬等を受け取ることはなく、支援センターから支給される給与のみで活動している。

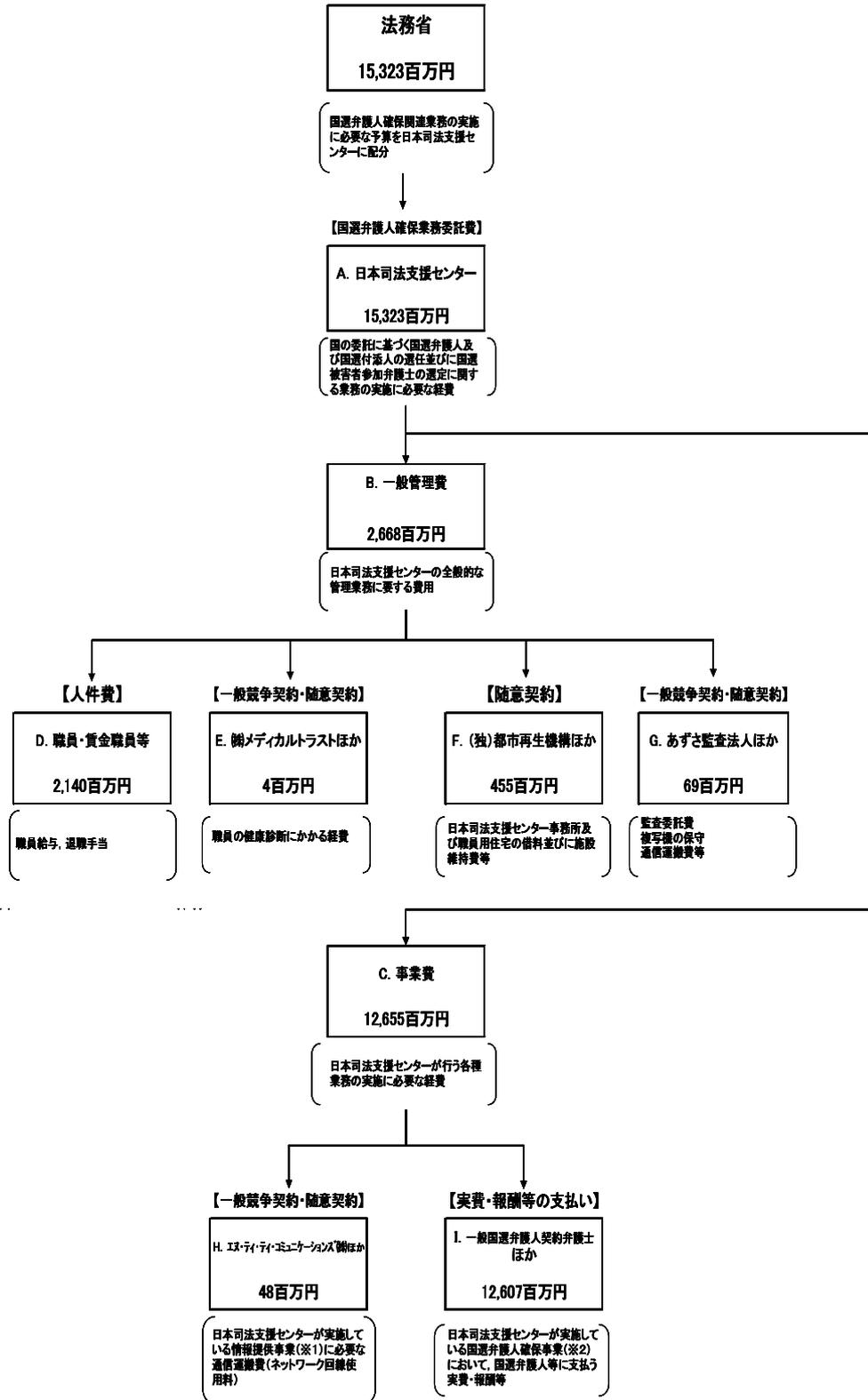
平成24年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	国選弁護士確保業務委託	担当部局庁	大臣官房司法法制部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度	担当課室	司法法制課	司法法制課長 松本 裕			
会計区分	一般会計	施策名	I-2-(1) 総合法律支援の充実強化				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総合法律支援法	関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国的に、国選弁護士及び国選付添人の選任や国選被害者参加弁護士の選定が迅速かつ確実に行われる態勢の確保を目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	日本司法支援センターでは、国からの委託に基づき、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補等の指名及び裁判所への通知など、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する事務のほか、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士に対する報酬等の支払などを行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	15,796	15,548	14,793	15,445	15,633
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	574	0	
		計	15,796	15,548	15,367	15,445	15,633
	執行額	12,628	14,786	15,323			
執行率 (%)	79.9%	95.1%	99.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	・地方事務所(支部を含む)55箇所のうち、概ね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われた地方事務所の数	成果実績	箇所	55	55	55	
		達成度	箇所	55/55	55/55	55/55	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	・国選弁護士契約弁護士数	活動実績 (当初見込み)	人	17,620	19,566	21,259	—
	・国選付添人契約弁護士数	活動実績 (当初見込み)	人	5,675	6,564	7,701	—
	・国選被害者参加弁護士契約弁護士数	活動実績 (当初見込み)	人	2,219	2,476	3,014	—
	・被疑国選弁護事件受理件数	活動実績 (当初見込み)	件	61,857	70,917	73,209	—
	・被告人国選弁護事件受理件数	活動実績 (当初見込み)	件	74,658	69,634	67,374	—
	・国選付添事件受理件数	活動実績 (当初見込み)	件	552	423	469	—
	・国選被害者参加弁護士選定請求件数	活動実績 (当初見込み)	件	204	231	282	—
単位当たりコスト	・算定不可	算出根拠	・日本司法支援センターは、国選弁護士確保業務を行うための経費として、国選弁護士確保業務委託費の配分を受けているほか、情報提供業務等を行うための経費である日本司法支援センター運営費交付金からも配分も受けているところ、運営費交付金のうち部門別の一般管理費を切り出すことは困難であることから、活動実績1単位当たりのコストを算出することはできない。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	国選弁護士確保業務委託費	15,445百万円	15,633百万円	実績を踏まえた国選弁護士確保業務規模の見直し			
				※「日本再生戦略」関連施策(重点要求) 375百万円			
	計	15,445百万円	15,633百万円				

事業所管部局による点検												
	評価	項目	評価に関する説明									
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	日本司法支援センターの国選弁護士確保業務は国の委託に基づくものと定められており、国選弁護人の活動に伴い発生する報酬及び費用は必ず支出しなければならない義務的経費であることから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。									
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。										
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。										
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を担保している。									
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。										
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。										
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。										
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。										
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	契約弁護士数は年々増加しており、かつ、裁判所に対する国選弁護士候補の指名通知も概ね所定の目標時間内に行われていることから、全国的に、国選弁護人及び国選付添人の選任や国選被害者参加弁護士の選定が迅速かつ確実に行われる態勢が確保されている。									
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。										
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。										
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名										
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。										
点検結果	各種契約のうち、一部、随意契約を行っている契約について、現在、可能な限り国の会計基準に準じた形での競争入札を実施しているほか、複数年契約とすること等によりコストの削減に努めているところであり、これらの取組を更に推進することにより、一層の経費削減を図る。											
予算監視・効率化チームの所見												
一部改善	執行実績を踏まえ、一般管理費及び事業経費について、経費の見直しを図るべきである。											
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)												
縮減	所見のとおり、執行実績を踏まえ、印刷製本の必要部数の見直しや、一般管理費の契約内容を見直すこと等により、経費を削減した。(▲7百万円)											
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)												
<p>日本司法支援センターは、上記の国から委託を受けた国選弁護士確保業務を行うための経費として国選弁護士確保業務委託費(以下「委託費」という。)の配分を受けているほか、情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務を行うための経費として日本司法支援センター運営費交付金(以下「交付金」という。)の配分も受けている。</p> <p>日本司法支援センターの業務運営に必要な経費のうち、人件費や一般管理費などは、これらの業務全てに共通して必要となるため、それぞれの業務量に応じて交付金及び委託費から支出されている。</p> <p>(参考) 交付金と委託費の予算上の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付金</th> <th>委託費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>約66.6%</td> <td>約33.4%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費(人件費を除く)</td> <td>約82.9%</td> <td>約17.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>予算額・執行額欄について、平成23年度の繰越し等に計上した金額は、全額予備費である。</p>					交付金	委託費	人件費	約66.6%	約33.4%	一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%
	交付金	委託費										
人件費	約66.6%	約33.4%										
一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%										
関連する過去のレビューシートの事業番号												
平成22年行政事業レビュー	0006	平成23年行政事業レビュー	0006									

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)



※1 情報提供事業 法的トラブルを抱えた者に対して相談内容に応じた最適な法律制度に関する情報や、相談窓口に関する情報を無料で提供する業務

※2 国選弁護士確保事業 国からの委託に基づき、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する事務のほか、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士に対する報酬等の支払いを行う業務

A.日本司法支援センター			E.メディカルトラスト(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
一般管理費	役員給与, 退職手当, 管理諸経費, 施設経費, 執務体制整備等経費	2,668	雑役務費	産業医業務委託	1
事業費	情報提供事業経費, 国選弁護士確保事業経費	12,655			
計		15,323	計		1
B.一般管理費			F.(独)都市再生機構		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役員給与	職員の給与	2,115	借料	職員住宅の借上	48
退職手当	職員の退職手当	25			
管理諸経費	職員厚生費	4			
施設経費	事務所借上料, 職員住宅借上料, 事務所維持管理費	455			
執務体制整備等経費	職員の執務体制整備経費, 研修実施経費, 会議等開催経費, 赴任旅費等	69			
計		2,668	計		48
C.事業費			G.あずさ監査法人		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国選弁護士確保事業経費	国選弁護士に対する報酬等経費	12,607	雑役務費	監査委託費	10
情報提供事業経費	情報提供システム等整備経費	48			
計		12,655	計		10
D.職員			H.エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役員給与	職員の給与	6	通信運搬費	ネットワーク回線使用料	48
計		6	計		48

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

D

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)メディカルトラスト (一般競争入札)	産業医業務委託	1	1	92
2	ピースマインド・イーブ(株) (一般競争入札)	総合メンタルヘルスケア	0.5	3	70
3	(財)東日本労働センター (少額随契)	定期健康診断(本部)	0.2	随意契約	—
4	(財)宮城県成人病予防協会中央診療所 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
5	財団法人結核予防会大阪府支部 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
6	フィオーレ健診クリニック (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
7	斉藤労災病院 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
8	(財)神奈川県予防医学協会 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
9	浦和医師会 (少額随契)	定期健康診断	0.1	随意契約	—
10	名古屋東栄クリニック (少額随契)	定期健康診断	0.0	随意契約	—

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)都市再生機構	職員住宅借料	48	随意契約	—
2	錦木(有)	東京地方事務所借料	35	随意契約	—
3	石森不動産(株)	本部事務所借料	32	随意契約	—
4	(株)大林組	本部事務所借料	15	随意契約	—
5	朝日生命保険相互会社	愛知地方事務所借料	8	随意契約	—
6	東京建物(株)	仙台コールセンター借料	8	随意契約	—
7	三菱UFJ信託銀行	東京地方事務所多摩支部事務所借料	7	随意契約	—
8	中央地所(株)	福岡地方事務所借料	7	随意契約	—
9	大阪弁護士会	大阪地方事務所借料	7	随意契約	—
10	さいたま商工会議所	埼玉地方事務所借料	6	随意契約	—

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	あずさ監査法人	平成23年度監査業務	10	公募(5)	—
2	(株)リコー (一般競争入札)	複写機保守	7	3	52
3	コニカミノルタ(株) (当初入札)	複写機保守	6	随意契約	—
4	(株)エヌ・ティ・ティ・コム	携帯電話使用料	6	随意契約	—
5	富士ゼロックス(株) (一般競争入札)	複写機保守	4	2	20
6	NTT	一般電話回線使用料	3	随意契約	—
7	(株)東洋ノーリツ (一般競争入札・少額随契)	什器備品・消耗品	2 (1)	3	73
8	(有)三章堂 (少額随契)	什器備品・消耗品	2 (0.2)	随意契約	—
9	(株)文祥堂 (不落随契)	間仕切り工事、什器備品・消耗品	2 (0.8)	随意契約	—
10	(株)三省堂書店 (少額随契)	書籍購入代	1 (0.3)	随意契約	—

※支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株	IP電話回線使用料	48	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

I

日本司法支援センターが一般国選弁護士契約弁護士に支払う報酬等は、財務大臣と協議を行い、かつ、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する各種契約約款に基づき、個々の国選弁護事件の弁護活動の内容に応じて算定している。

以下の金額は、日本司法支援センターが平成23年度中に受理・選定した国選弁護事件(141,334件)に係る一般国選弁護士契約弁護士への報酬のほか、一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士に係る旅費・処理実費や通訳人に支払われる通訳費用の総額である。

費目	用途	金額(百万円)
報酬	一般国選弁護士契約弁護士(のべ134,684名)	12,020
通訳費用	通訳人	225
旅費	一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士	163
処理実費	一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士	199

(注)

一般国選弁護士契約弁護士…支援センターとの間で、国選弁護人として取り扱う個々の事件ごとに支給すべき報酬及び費用が決められる契約を締結している弁護士。

常勤弁護士…支援センターと雇用契約を結んだ弁護士。常勤弁護士は、国選弁護人として取り扱う個々の事件ごとに報酬及び費用が決められることはなく、支援センターから支給される給与のみで活動している。

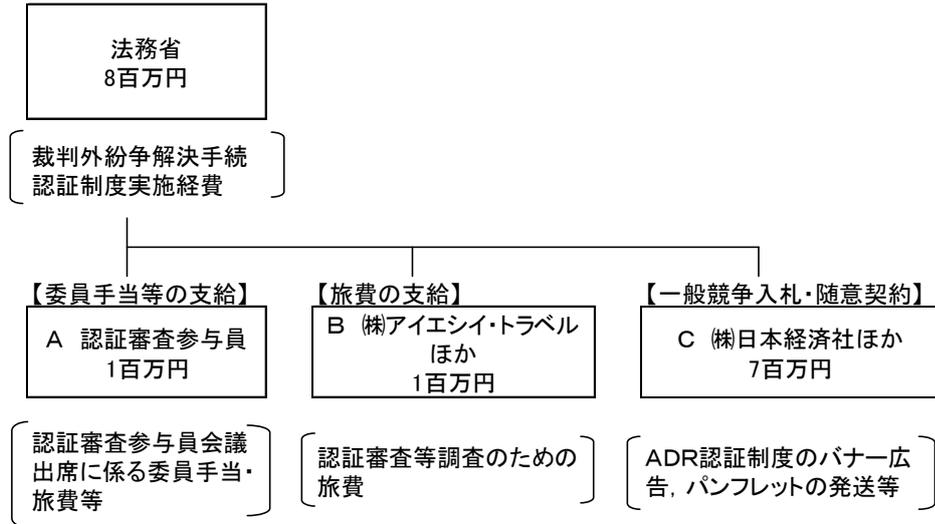
平成24年行政事業レビューシート

(法務省)

<b>事業名</b>	裁判外紛争解決手続（ADR）認証制度実施	担当部局庁	大臣官房司法法制部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度	担当課室	司法法制課			司法法制課長 松本 裕	
会計区分	一般会計	施策名	I-2-(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	関係する計画、通知等	司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)Ⅱ-第1-8-(1) 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)Ⅱ-第1-8-(2)-イ				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務について、その中立・公正性を確保するための一定の基準・要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を実施すること等により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図り、国民が紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ②インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	14	13	13	13	13
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
		計	14	13	13	13	13
	執行額	7	7	8			
執行率(%)	49.2%	53.0%	62.1%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	民間紛争解決手続の業務を行う認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることを成果目標とすること、これらの成果目標は事業者側の事情に左右されることから、定量的な目標を示すことは困難である。	成果実績					
	達成度	%					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	民間紛争解決手続の業務の認証数	活動実績(当初見込み)	事業者	39	32	16	—
				—	—	—	—
単位当たりコスト	32(千円/事業者)		算出根拠	認証・監督事務に関する23年度執行額(3,634千円)を23年度末現在の認証事業者数(112)で除し、1事業者あたりの認証・監督事務のコストを算出する。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	委員手当	1,284千円	782千円	回数・単価の見直しによる減			
	諸謝金	0千円	1,956千円	ADR見直し検討会(仮称)開催に伴う経費の増			
	職員旅費	961千円	764千円	回数・単価の見直しによる減			
	委員等旅費	171千円	935千円	ADR見直し検討会(仮称)開催に伴う経費の増			
	庁費	8,324千円	7,223千円	パンフレット等の単価の見直しによる減			
	情報処理等業務庁費	1,846千円	1,037千円	システム保守料の単価の見直し等による減			
	計	12,586千円	12,697千円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ADRは裁判に代わる紛争解決手段であり、法務大臣の認証制度は、安心して利用することができるADR機関の選択の目安を提供するものである。他方、個々のADR事業者の良し悪しは一般国民の目から見て判別が容易ではなく、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示す認証制度は、広く国民のニーズがある事業であり、国が実施すべきものである。 また、認証に係る委員手当等の支出は事業者側の認証申請件数に大きく左右され、23年度は申請件数が少なかったことから、結果として不用率が大きくなっている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随契でも複数業者から見積書を徴取するなどして適切に選定している。単位あたりコストについては、極力削減に向けて努力しているところであるが、コスト計算での分母である認証件数については事業者側の動向にも関係するものであるから、適正な水準設定が困難である面も存在する。費目・使途については、いずれも本件事業に関するものに限られており、事業目的に合致しないものは存在しない。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	類似事業として金融庁が所管する金融ADR制度等が存在するが、当省の認証制度は、ADR事業者の属性や取り扱う紛争の種類に関わらず、ADR事業がその中立的公正性を確保するための基準、要件に適合しているか等の観点から認証審査・監督業務を行っているものであり、実効性の高い他の手段は考え難く、また、他省庁において、その政策目的を実現するため実施されている類似の事業との間では適切な役割分担がなされている。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 金融ADR制度(金融庁)等	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本件事業は、必要性、効率性、実効性のいずれについても評価できるものであると考えるが、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化はまだまだ十分とは言えないため、引き続き実施していく必要がある。実施に当たっては、裁判外紛争解決手続の円滑な選択に資するよう、今後とも認証申請に対する審査業務及び認証後の監督業務を適正に実施するとともに、国民に対する認証紛争解決事業者に関する情報提供を適切に実施することとしたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	予算と執行の乖離が見られるため、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	所見のとおり、事業者側の認証申請件数の減少を踏まえるとともに、執行実績を勘案し、委員手当、旅費等の経費の削減を図った。(▲4百万円)		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0007	平成23年行政事業レビュー	0007

※平成23年度実績を記入



(注)百万円未満は四捨五入しているため,合計額と一致せず。

**資金の流れ**  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する)(単  
位:百万円)



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-
2	個人B	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-
2	個人C	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-
2	個人D	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-
2	個人E	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-
6	個人F	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-
7	個人G	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	-	-
8	個人H	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	-	-
9	個人I	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	-	-
9	個人J	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	-	-
9	個人K	認証審査参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.0	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)アイエシイ・トラベル	旅費	0.5	-	-
2	職員A	旅費	0.0	-	-
3	職員B	旅費	0.0	-	-
4	職員C	旅費	0.0	-	-
5	職員D	旅費	0.0	-	-
6	職員E	旅費	0.0	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本経済社 (一般競争入札)	ADR認証制度のバナー広告	2.2	3	99.5%
2	朝日梱包(株) (一般競争入札)	パンフレット発送(単価契約)	1.1	3	82.7%
3	(株)廣濟堂 (少額随契)	ポスター・パンフレット印刷製本	1.0	随意契約	-
4	パシフィックリプロサービス(株) (少額随契)	システム運用保守	0.9	随意契約	-
5	郵便事業(株)	物品購入(郵便切手等)	0.5	随意契約	-
6	(株)アイアイシステム (少額随契)	システム機器保守	0.4	随意契約	-
7	丸の内新聞事業協同組合	新聞購読料	0.1	随意契約	-
8	(財)法曹会	物品購入(書籍)	0.1	随意契約	-
9	(株)ミヤギ (少額随契)	物品購入(消耗品)	0.1	随意契約	-
10	(株)紀伊國屋書店 (少額随契)	物品購入(書籍)	0.1	随意契約	-

平成24年行政事業レビューシート

(法務省)

<b>事業名</b>	法教育の推進		担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	—		担当課室	司法法制課		司法法制課長 松本 裕	
会計区分	一般会計		施策名	I-2-(4) 法教育の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)			関係する計画、通知等	司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立(国民が参加し、国民によって支えられる司法とする)の条件整備のため、法教育の推進を図ることを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会及び法教育普及検討部会(以下「協議会等」という。)を開催し、法教育の推進を図るとともに、②国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うことを目的としている。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	16	9	8	6	17
		補正予算	0	0	0	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
	計	16	9	8	6	17	
	執行額	8	5	6			
執行率(%)	48.5%	61.2%	76.1%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	協議会等において、法教育の発展に向けた協議や情報交換を行うとともに、法教育に関する広報活動、協力・支援等を行うことにより、法教育の更なる発展を図ることを目的としている事業であるため、数値で定量的な成果を示すことが困難である。			成果実績			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	協議会等の開催回数			活動実績 (当初見込み)	4	4	8
単位当たりコスト	222(千円/回数)		算出根拠	協議会等の開催に係る23年度執行額(1,776千円)/協議会等の開催回数(8回)			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	1,352千円	1,037千円	単価の見直しによる減			
	職員旅費	842千円	842千円				
	委員等旅費	550千円	599千円	旅費支給対象委員の増			
	庁費	3,424千円	14,026千円	「法教育に関する指導計画策定及び授業実施のための補助資料」の印刷製本費等の増			
	計	6,168千円	16,504千円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	平成23年度から順次、小・中・高校において、法教育を盛り込んだ新学習指導要領が全面实施されていることから、広くニーズがある、優先度が高い事業である。 また、司法に関する内容等については、教員の指導ノウハウも蓄積されていない現状では、国が積極的に助言・支援する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	一般競争入札による業者選定により、競争性の確保及びコスト削減を実施している。 また、協議会等の開催に当たり、諸謝金や委員等旅費等、真に必要な支出に限定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	法教育の更なる発展については、協議会等において、法教育の取組の現状・問題点等を協議し、情報提供することが最も実効性の高い手段である。 協議会等において協議、情報交換された有用な情報については、関係機関等においてその情報を共有し、法教育の更なる発展に向け、教員に対する支援・助言及び法教育授業を実施している。 なお、協議会等については、最小限の開催回数で最大限の効果をあげられるよう、開催回数を限定して実施しており、見込みに見合ったものとなっている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	本事業に係る経費の支出先及び使途については、事業目的の実現、効果の発揮の観点から検証を行うのに十分把握している。協議会等については、最小限の開催回数で最大限の効果をあげられるよう、開催回数を限定して実施している。法教育シンポジウムの開催に関しては、一般競争入札(総合評価落札方式)により委託業者を選定しており、効率的な運営を行える業者が選定されているものとする。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	法教育推進協議会等の実施経費については、執行実績等を踏まえ、適切に予算に反映すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	所見のとおり、諸謝金、委員等旅費及び速記料等について、執行実績を反映し経費の削減を図った。(▲1百万円)		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0008	平成23年行政事業レビュー	0008

※平成23年度実績を記入

法務省  
6百万円

〔法教育推進経費〕

【諸謝金・旅費の支給】

A 法教育推進協議会委員ほか  
2百万円

〔法教育推進協議会委員等の会議出席に対する諸謝金・旅費等〕

【旅費の支給】

B (株)アイエイシー・トラベルほか  
1百万円

〔法教育推進のための旅費〕

【総合評価入札・一般競争入札】

C (株)マルクスインターナショナルほか  
3百万円

〔法教育シンポジウムの運営委託費, ポスター等の発送費用〕

【一般競争入札・随意契約】

D (株)メディア総合研究所ほか  
1百万円

〔法教育教材の翻訳, 法教育推進協議会等の会議開催費用等〕

(注)百万円未満は四捨五入しているため, 合計額と一致せず。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

A. 法教育推進協議会委員等			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B. (株)アイエシ・トラベル			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C. (株)マルクスインターナショナル			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	法教育シンポジウムの運営委託	3			
計		3	計		0
D. (株)メディア総合研究所			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.3	-	-
2	個人B	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.2	-	-
3	個人C	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.2	-	-
4	個人D	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
5	個人E	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
6	個人F	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
7	麹町税務署	謝金の源泉徴収	0.1	-	-
8	個人G	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
9	個人H	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
9	個人I	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱アイエシイ・トラベル	旅費	0.6	-	-
2	職員A	旅費	0.0	-	-
3	職員B	旅費	0.0	-	-
4	職員C	旅費	0.0	-	-
5	職員D	旅費	0.0	-	-
6	職員E	旅費	0.0	-	-
7	職員F	旅費	0.0	-	-
8	職員G	旅費	0.0	-	-
9	職員H	旅費	0.0	-	-
9	職員I	旅費	0.0	-	-
9	職員J	旅費	0.0	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱マルクスインターナショナル (一般競争入札)	法教育シンポジウム運営委託	2.6	3	71.5%
2	朝日梱包㈱ (一般競争入札)	法教育シンポジウムポスター・チラシ発送(単価契約)	0.2	3	82.7%

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱メディア総合研究所 (少額随契)	法教育教材の翻訳	0.5	随意契約	-
2	㈱会議録研究所 (一般競争入札)	速記録作成(単価契約)	0.4	3	93.1%
3	㈱オーキッド (少額随契)	物品購入(会議用飲料水)	0.0	随意契約	-
4	㈱東京書技房 (少額随契)	表彰状の毛筆浄書	0.0	随意契約	-

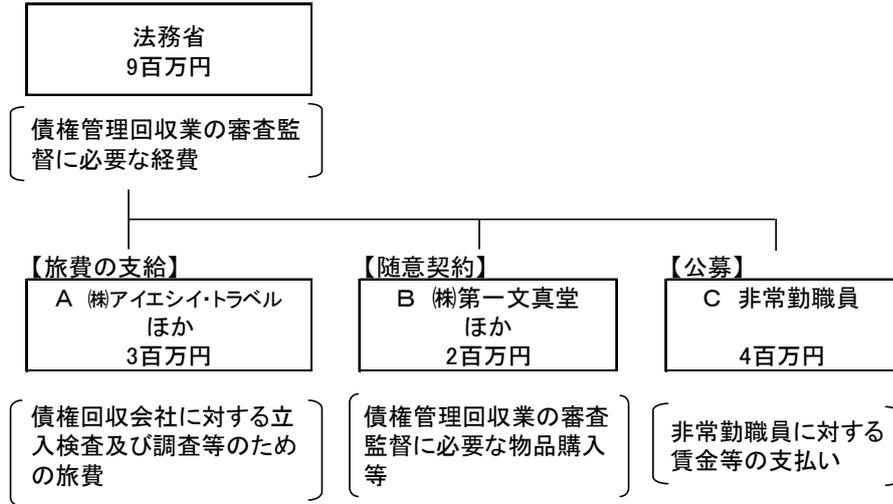
平成24年行政事業レビューシート

(法務省)

<b>事業名</b>	債権管理回収業の審査監督		担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成11年度		担当課室	司法法制課		司法法制課長 松本 裕		
<b>会計区分</b>	一般会計		施策名	Ⅲ-9-(3) 債権管理回収業の審査監督				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	債権管理回収業に関する特別措置法		関係する計画、通知等					
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	許可制度を実施することにより弁護士法の特例として、債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的としている。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、すべての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制体制の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの監督事務を行っている。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	9	11	10	10	9	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	9	11	10	10	9	
		執行額	9	10	9			
	執行率 (%)	98.2%	88.5%	94.4%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	債権回収会社に対する立入検査における重要指摘事項の改善状況(改善事項数÷前回立入検査重要指摘事項数)		成果実績	%	73.9	78.1	90.5	前年度増
			達成度	%	100%	100%	100%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	債権回収会社に対する立入検査事業所数		活動実績 (当初見込み)	か所	47	50 ( 46 )	51 ( 47 )	— ( 53 )
<b>単位当たりコスト</b>	61(千円/立入検査事業所数)		算出根拠	平成23年度実績の債権回収会社検査旅費(3,117千円)を当該年度における立入検査事業所数(51か所)で除したものの				
<b>平成24・25年度予算内訳</b>	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	職員旅費	300千円	300千円					
	債権回収会社検査旅費	3,192千円	3,192千円					
	庁費	6,525千円	5,856千円	定期刊行物等の数量の見直しによる減				
	計	10,017千円	9,348千円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行い、債務者等に対して被害を与えることがないよう、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、監督官庁である法務省が立入検査を実施することが不可欠である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	原則として旅行会社によるバック商品を利用することや、効率的な検査計画の策定及び検査の遂行を実施することにより、検査旅費の単位あたりのコストの削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るためには、実地による立入検査の実施が実効性の高い手段となる。 立入検査指摘事項について、指摘を受けた債権回収会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でない認められる場合などは更に指導を行うことを徹底することで、成果目標の達成度を向上させている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>債権回収会社に対する立入検査を行うこと(具体的には、債権回収会社の事務所や営業所等に赴いて、関係帳簿や契約書類等の検査及び役員に対するヒアリング等を行うこと)は、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握することができる最も有効な手段であると考えられる。今後の立入検査についても、限られた人員及び予算において、最大限に検査の実効性を上げるために、より効率的な検査態勢を行うことができるよう検討してまいりたい。</p> <p>また、債権回収会社の指摘事項に対する改善状況についても、引き続き適切に指導監督していくことにより、成果目標の達成度がより一層向上するよう努めてまいりたい。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	審査監督に必要な物品等の調達について精査・見直しを行い、経費の削減を図るべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	所見のとおり、定期刊行物等について、必要性等を考慮し数量を見直したことにより経費の削減を図った。 (▲1百万円)		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0009	平成23年行政事業レビュー	0009

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)

A. (株)アイエシイ・トラベル			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	職員旅費及び債権管理回収検査旅費	3			
計		3	計		0
B. 第一文真堂			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C. 非常勤職員			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃金	非常勤職員に対する賃金等	4			
計		4	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱アイエシイ・トラベル	旅費	2.7	—	—
2	職員A	旅費	0.1	—	—
3	職員B	旅費	0.1	—	—
4	職員C	旅費	0.1	—	—
5	職員D	旅費	0.1	—	—
6	職員E	旅費	0.1	—	—
7	職員F	旅費	0.1	—	—
8	職員G	旅費	0.0	—	—
9	職員H	旅費	0.0	—	—
10	職員I	旅費	0.0	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	㈱第一文真堂 (少額随契)	物品購入(消耗品)	0.5	随意契約	—
2	㈱リコー (少額随契)	物品購入(消耗品)	0.5	随意契約	—
3	(社)日本内部監査協会	講習受講	0.2	随意契約	—
4	㈱キタジマ (少額随契)	関係資料の印刷製本	0.2	随意契約	—
5	㈱日興商会 (少額随契)	物品購入(消耗品)	0.2	随意契約	—
6	東京地下鉄㈱	ICカード乗車券入金	0.1	随意契約	—
7	新日本法規出版㈱	物品購入(追録)	0.1	随意契約	—
8	郵便事業㈱	物品購入(郵便切手等)	0.1	随意契約	—
9	㈱紀伊國屋書店 (少額随契)	物品購入(書籍)	0.1	随意契約	—
10	日本加除出版㈱	物品購入(追録)	0.1	随意契約	—